

あなたとつながる長崎のまち

# ながまきのふくし

12

2023

vol.27

特集

## 生計困難者 レスキュー事業

歳末たすけあい運動協力をお願い  
カネマツコラム  
... 6

寄付御礼  
県社協会長表彰紹介  
... 7



クレヨンの会は、こころの病を持つ方々を支えるボランティアグループです。令和5年度長崎県社協会長表彰を受賞されました。石川会長（前列左）の朗らかさに惹かれたメンバーが集い、長与町にある地域活動支援センターあおぞらで活躍中です。



発行：社会福祉法人長崎県社会福祉協議会  
この広報誌は共同募金の配分を受けて発行しています

長崎県社協ホームページで  
記事関連情報をご覧ください





# 生計困難者レスキュー事業

「社会福祉法人のネットワークによる「誰もが生きやすい長崎」への取り組み」  
 「生計困難者レスキュー事業」（以下「レスキュー事業」）は、社会福祉法人の社会貢献活動の一環として、生計に困難を抱えている方（以下「生計困難者」）に対して、生活必需品の現物給付、公的制度・サービスへの橋渡しなどの支援を速やかに行うことにより、生計困難者の生活の安定と心理的負担の軽減を図ることを目的としています。

## レスキュー事業のこれまでの経過

私たち長崎県社会福祉法人経営者協議会※（以下「経営協」）は、平成28年8月からレスキュー事業を開始しました。支援件数は平成30年度以降、200件程度で推移していましたが、令和4年度には275件まで増加しました（図1参照）。

全国的に独居高齢者の増加やひきこもりなど様々な社会問題が発生しています。長崎県においても様々な方が問題を抱え、生活に困窮している状況が示唆されます。

## レスキュー事業の具体的な支援内容

このような問題に対処するため、レスキュー事業では、県内各地のネットワークで結ばれた105法人が、行政機関、社会福祉協議会、民生委員等と連携して、生計困難者の生活が安定するまでの間、米やパンといった生活必需品を給付したり、電気代などの公共料金の支払い代行をしたりするなどの支援をしています（図2参照）。

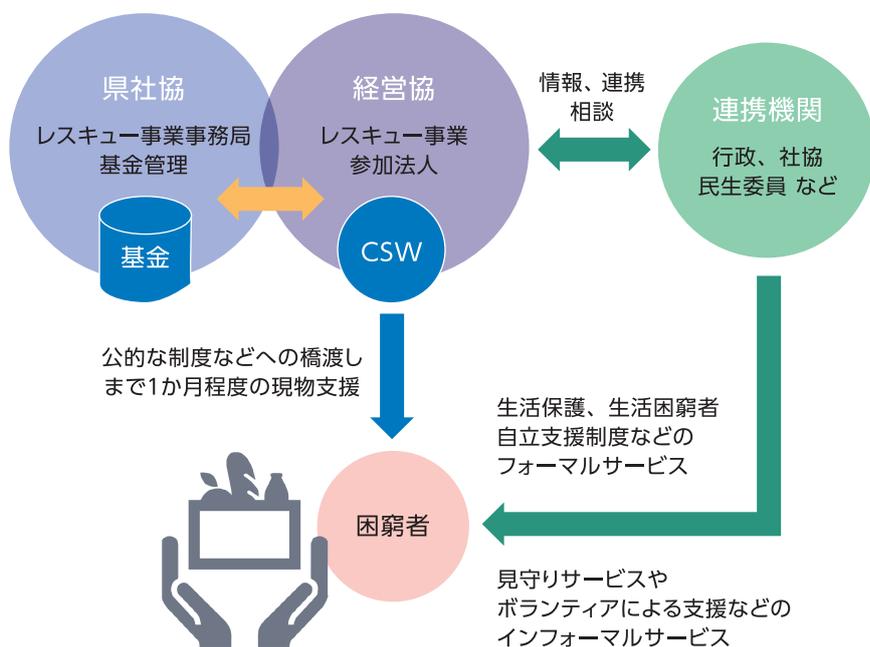
※長崎県社会福祉法人経営者協議会（経営協）、社会福祉施設の経営主体である社会福祉法人にかかわる基本的課題を調査検討し、かつその実践をほかり広く成果を関係者に供し、社会福祉の発展に寄与する事を目的としている。会員法人は109法人（令和5年9月末現在）

図1：事業実施からの経過

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
参加法人数	101法人	101法人	102法人	106法人	105法人
CSW法人数	62法人	65法人	60法人	63法人	64法人
拠金額総額	6,525,000円	8,450,000円	8,610,000円	9,170,000円	8,650,000円
相談件数	189件	194件	190件	220件	UP↑ 279件
支援件数	186件	194件	188件	218件	UP↑ 275件
支援総額	4,604,021円	4,241,706円	3,819,899円	3,771,443円	UP↑ 6,288,430円
1件あたり平均支援額	24,753円	20,103円	17,967円	17,300円	UP↑ 24,573円
その他	ブロックごとに会議や研修会等を実施 各種別協議会で会員の加入を案内				

※平成28年度8月から事業開始

図 2：レスキュー事業のフローイメージ



実際に支援をするのは、コミュニケーションソーシャルワーカー（以下「CSW」と呼ばれる専門職です。CSWは通常の仕事の合間を縫って生計困難者の支援にあたっています。生計困難者は、様々な問題を抱えているため、難しい支援となることも多くあります。しかし、支援した方から「誰にも頼ることができずに不

安な日々を過ごしていました。CSWが親身になって相談に乗ってくださったおかげで生きる希望が出ました。」等感謝の言葉を聞くと、私たちの取組が県民の大きな力になっていることを実感します。以下、実際の支援ケースを紹介し

支援ケース①

車上生活をしていたAさん（60代・男性）への生活保護決定までの支援

●相談

1年半前まで左官業を営んでいたAさんは、腰痛の悪化で仕事が出来なくなり家賃を8か月分滞納し、借家を退去することになった。その後、海岸で車上生活を始め、テントを張って寝泊りし、約1か月半の間、魚や貝を取って食べないでいた。

地域住民からの通報で警察に保護され、当日中に社会福祉協議会や市町行政がAさんの意思を確認したところ、生活保護の申請となり、受給決定までの間、レスキュー事業に支援の相談があった。

●レスキュー事業の支援

携帯電話も止められ、連絡手段もないため、その都度、訪問を行った。住居は確保できたものの備え付けの電子レンジ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン等の電化製品があるのみだった。衣類、寝具類、食器類、日用品も全くない状況で生活がで

きる環境ではなかった。

レスキュー事業として緊急の支援を要すると判断し、まずは食の確保を行うことを考え、法人所有の卓上コンロを貸し出し、その他の食器類や調理器具、食料の支援を行った。その後、下着類を除く衣類や寝具類は法人で緊急用に保管していたものを使用していただくことになった。

徐々に生活環境が整い、当初からは考えられないくらい笑顔が見られるようになった。定期的に食料の支援を行い、約2週間後に生活保護が決定し、レスキュー事業は終了となった。

●Aさんの声

「今までは苦しかったけれど、先が見えてきました。体調が良くなったら、また仕事を頑張りたいです。」



## 支援ケース②

### ホームレス状態だったBさん(40代・男性)への就職までの支援

#### ●相談

Bさんは、4か月前まで長崎市外の医療機関の社員寮に入り、調理員として勤務していたが退職。長崎市内でホテルに泊まりながら就職先を探していたが住所不定というところから、所持金も無くなった。電停や公園で約1か月間寝泊りしていたところ、ボランティア団体の斡旋でアパートを見つけることができた。同時に就職先も決まった。

しかし、Bさんはカバン一つで長崎市に来ており、アパートには備え付けの電化製品のみで所持金もなく、食事の確保が困難であった。そこで、社会福祉協議会からレスキュー事業に支援の相談があった。

#### ●レスキュー事業の支援

Bさんのアパートを訪問し、現在の所持金の確認を行ったが、ほとんどお金もなく、生活に必要な

需品も確保できない状況であった。

レスキュー事業として緊急の支援を要すると判断し、食料やトイレットペーパーを始めとする日用品等を早急に支給し、少しでも精神的に安心して生活できる環境作りを行うことを心掛けた。その後は定期的にご自宅を訪問し、生活の安定、心理的負担の軽減を行った。約3週間後に給与が入り、レスキュー事業は終了となった。

#### ●Bさんの声

「長崎市に來れば仕事はすぐに見つかると思っていましたが見つからず、所持金も底をつき途方に暮れていました。早く安定した生活ができるようにがんばっていききたいです。」



## レスキュー事業の現状と課題

CSWとして活動すると、世界第3位の経済大国日本であっても多くの方が貧困から脱却できず、日々の生活に苦しんでいる状況を目にします。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴って支援件数が増加傾向にあることから、県内においてもまだまだコロナ禍の影響から脱却できていない方が多くいることが推定されます。

レスキュー事業においては、事業開始から9年目を迎えますが、相談受付件数、給付金支出額はともに増加傾向にあり、県内における事業の

重要性はますます高まっています。

一方で、参加法人がなかなか増えない、関係機関との連携がうまくいかないといった課題を抱えていることも事実です。しかし、私たち経営協会は、私たちのすぐ近くに生計困難者がいる限り、この取組を継続していきたいと考えています。

### レスキュー事業を利用したいと思ったら

この事業の利用に関しては、行政、社会福祉協議会、福祉事業所を通じてレスキュー事業幹事法人にご相談ください。

レスキュー事業 幹事法人(令和5年9月末現在)

ブロック	法人名	電話
長崎北部	(福) 致遠会	095-843-3812
長崎南部	(福) 長崎厚生福祉団	095-824-1530
佐世保	(福) 恭敬会	0956-68-3350
県央	(福) むつごろう会	0957-25-9222
県央	(福) 共生会	0957-53-7511
県央	(福) 文珠会	0957-47-1311
西彼西海	(福) のぞみ会	095-887-3333
島原	(福) 悠久会	0957-62-2961
島原	(福) 吾妻福祉会	0957-38-2096
島原	(福) 杏寿会	0957-72-5520
県北	(福) 慈愛会	0950-57-1966
県北	(福) 長松会	0956-75-2888
県北	(福) 値賀の里	0959-56-4141
五島	(福) 五島会	0959-74-2131
上五島	(福) 秀峯会	0959-54-2411
壱岐対馬	(福) 米寿会	0920-54-2045

※幹事法人は1～2年に1度ブロック内で変更します。

# レスキュー事業の今後の展開

長崎県社会福祉法人経営者協議会  
会長 北島 淳朗



近年、人々の生活を取り巻く環境は、大きく変化してきました。人口減少、少子高齢化、家族観や価値観の多様化などを背景に、地域における支え合いの機能は脆弱化しました。

制度サービスが届かず、様々な生きづらさを抱える人々が増えています。例えば、ダブルケア、8050問題、ゴミ屋敷やヤングケアラーなど、従来の制度分野の対象範囲を超え、制度的な支援だけでは対応が困難なケースへの支援が大きな課題となっています。

そのような中で長崎県経協では、県社協及び県内社会福祉法人と連携し、そうした制度の狭間で苦しむ人々を支援するために平成28年から「生計困難者レスキュー事業」を開始しました。緊急事態への対応から公的な制度手続きが完了したり、初給料が支給されたりするまでの間、制度ではどうしても対応できない部分を行政機関や直

## レスキュー事業参加法人募集中

レスキュー事業に興味を持たれた方は下記までご連絡ください。

接支援される関係機関の皆様と連携し、支援しています。100を超える参加法人から拠出していた基金と、法人から派遣するCSW(相談支援員)とによって、緊急・一時的な支援を行っています。

年間の対応件数は300件近くとなり、支援金総額は600万円を超えることもあります。特にコロナの影響により、ここ数年は増加傾向にあります。

こうした取り組みができるのも、県内で福祉事業に取り組む社会福祉法人のネットワークがあるからこそです。それぞれの法人は単体でも、連携することでこうした取り組みも可能となりました。

今後の課題は、更にこの輪を広げ、もっと多くの法人に関わっていただくことと、各地の福祉関係者との更なる連携強化を図っていくことです。

「誰もが生きやすい長崎」をオール長崎で創っていきましょう。

### 問

長崎県社会福祉法人経営者協議会事務局(長崎県社協)  
☎095-846-8618

## 自動車共済 MAP (任意保険)

## 福祉にかかわる皆様だけの お得な割引制度

### 共済制度のメリット

- 非営利の共済制度
- 節約型のお得な掛金
- 早くて親切な事故処理
- 他保険会社等からの切替でも安心
  - ノンフリート等級(無事故割引等)、フリート優良割引などはそのまま引き継げます。

- 1 福祉車両割引 3%**  
● 消費税非課税措置の対象となる福祉車両の契約の場合。
- 2 障害者割引 10%**  
● ご本人(記名被共済者)、配偶者、同居のご親族のどなたかが障害者の認定を受けているご家庭の契約の場合。
- 3 福祉施設割引 10%**  
● 社会福祉施設が所有・使用する自動車の契約の場合。
- 4 福祉施設職員割引 5%**  
● 社会福祉施設に勤務する役員・従業員の契約の場合。



長崎県火災共済協同組合

長崎市桜町4-1 商工会館8F  
TEL095-822-9695

## あなたのお困りごとに寄り添います。

高齢者・障がい者の方々の法律トラブルから、福祉介護事業所の予防法務まで、誠実に迅速かつ的確に対応いたします

### 【取扱業務】

- 遺言 ● 遺産分割 ● 離婚 ● 成年後見 ● B型肝炎訴訟
- 刑事事件 ● 福祉介護事業所の顧問業務
- その他高齢者障害者に関わる法律問題 etc.

弁護士・社会福祉士・  
精神保健福祉士  
伊藤 岳(長崎県弁護士会所属)



## 崎陽合同法律事務所

TEL 095-827-3535  
長崎市賑町5番21号パークサイドトラヤビル401  
<https://www.kiyou-houritsu.com/>

# 歳末たすけあい運動

運動期間

12月1日～25日

今年も歳末たすけあい運動が始まります。長引く感染症や経済の低迷の影響により、高齢者や障がい者、子ども、生活困窮者等への支援の必要性は益々高まっています。

寄せられた募金は、おもに次の5つの分野に活用されます。

- ① 社会福祉協議会が行う  
年末見舞金品の贈呈や食事サービス等各種福祉サービス
- ② 児童養護施設等に対する  
就職・進学支度金助成
- ③ 社会福祉施設の福祉車両  
(車いす仕様等) 整備
- ④ 食料配布等生活困窮支援を  
行う団体等の事業運営
- ⑤ 火災等小災害見舞金や地震や  
台風等災害発生時のボランティア活動支援

県内での募金目標額は、5千万円。皆さまのご寄付により、多くの支援につなげていきたいと考えています。今年もあたたかいご理解とご協力をお願いいたします。

1月からは  
テーマ型募金にご協力を

テーマ型募金では、社会課題の解決や地域の福祉課題に取り組む団体が、活動の趣旨を広く県民に啓発し、各団体の活動に必要な資金を募集します。長崎県では1月から5団体が実施します。皆さまのご協力をお願いいたします。



詳細は長崎県共同募金会のウェブサイトで！



問

社会福祉法人長崎県共同募金会  
☎095・846・8682

## カネマツコラム

第6回 置かれた場所で咲く

### 「置

かれた場所で咲きなさい」とい渡辺和子さんの著書がベストセラーになりました。全く同じ言葉は、多くの方のエッセーにできます。今いる場所で精一杯咲く人になりたいと思います。

ある時、マザーテレサは、「何故数時間後に息を引き取るこの人を世話（ケア）するのか、輸液や投薬が無駄ではないか」と問いかけられました。マザーテレサは、「この人の人生の最期に側にいてあげること、手を握ってあげることが大切だ」という主旨を述べられています。

末期の癌患者が、痛さに我慢できず一日中大声をだしますが、看護師はどうすることもできません。そんな時、看護師は、患者のベッドの側で患者の手を握り擦ってあげます。その時点では最善の看護です。痛くて我慢できない患者の側にいてあげ、看護師もその苦しみを担い共感しているのです。

大切なことは、介護という他者の生活に介入する職員が、単なる技術

カネマツ先生が、福祉現場や福祉の教育現場、地域での支援に携わる中で得た、ふとした気づきを、現役職員のみなさんにコラムでおすそ分けします。

の提供でなく、生活や人生を送る中で他者の支援を必要とする介護行為に愛を込めることができるかどうかということです。

私達は、口角を上げて笑顔の形を作ることはできますが、目が微笑む人間になりたいと思います。これは自分との戦いだなあと思うこの頃です。とても参考になる本があります。六車由美さんの「驚きの介護民俗学（2012年3月・医学書院刊）」です。ご興味があれば、読んでみてください。



イラスト：コバヤシアンナ



金松敏信(かねまつとしのぶ)一障害児者施設で指導員として30年勤務した後、2015年まで長崎女子短期大学教授として学生を指導。現在、長崎介護実践研究所代表として福祉に関わる人々を支える活動を行っている。

・長崎県社協表彰・



長崎県社協では、社会福祉に従事または協力をし、功績を残されている方々を表彰しています。令和5年度は、137名・14団体が受賞されました。

受賞者紹介(一部)

公益財団法人  
川崎清老人福祉基金様

昭和57(1982)年から、長崎県ホームヘルパー協議会への助成に始まり、平成3年度からは長崎県内の市町村協に福祉活動用車両を寄贈いただいています。その数は32年間で59台にのぼり、県内各地でその車両が活躍してきました。

長崎ヤクルト株式会社様

県内のヤクルトレイヤーが「ヤクルトチャリティセット」を販売し、その売り上げの一部を寄付する活動を平成8年度から続けてこられました。平成14年度まで財団法人長崎県福祉基金へ、平成15年度から長崎県地域福祉振興基金へ、平成27年度からは県内福祉施設への物品寄付も併せて実施され、これまでに2300万円を超える額のご寄付をいただいています。

寄付御礼 ありがとうございます

皆様からの寄付金及び寄付物品は、長崎県社協の事業活動を推進するうえで大きな支えとなっております。

● 純心祭実行委員会様

● 時津町職員組合様

寄付・表彰については、長崎県社協のホームページで!

問 長崎県社協総務企画課  
☎095・846・8600



市町村協トップセミナー(10月)で2団体の功績を紹介

受賞された方々の、福祉の仕事やボランティアを始めたきっかけや、仕事・活動への思い、悩み、喜びなどお寄せいただいたコメントを、長崎県社協ウェブサイトでご紹介しています。長崎のふくしを支える方々の思いをぜひご覧ください。

※令和6年度の推薦募集は、6月に実施予定です。

受賞者・受賞団体のご紹介はこちら



問 長崎県社協総務企画課  
☎095・846・8600

不要な羽毛ふとんはありませんか?  
東洋羽毛が無料でお引取りします。

東洋羽毛は、不要羽毛ふとんの引取りを通じて、SDGs(持続可能な開発目標)の活動に取り組んでいます。

引取り詳細▶



- お近くの営業所または二次元コードからお申込みください。
- 引取り可能なふとんの種類は「羽毛ふとん」です。掛けふとん・敷きふとん・まくら等の羽毛製品のみです。
- リサイクル羽毛として活用できないものや羽毛ふとん以外には引取りできません。
- 東洋羽毛以外の羽毛ふとんも引取り可能です。

TUK Link Project



東洋羽毛九州販売株式会社 長崎営業所  
〒856-0046 長崎県大村市市場2-200-1 ☎0120-104-203

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償

# ボランティア活動保険



**保険金額・年間保険料(1名あたり)** 団体割引20%適用済/過去の損害率による割増適用

プラン		基本プラン	天災・地震補償プラン	特定感染症重点プラン
ケガの補償	死亡保険金	1,040万円		
	後遺障害保険金	1,040万円(限度額)		
	入院保険金日額	6,500円		
	手術保険金	入院中の手術	65,000円	
		外来の手術	32,500円	
	通院保険金日額	4,000円		
	特定感染症	補償開始日から10日以内は補償対象外(*)	初日から補償	
地震・噴火・津波による死傷	×	○	○	
賠償責任の補償	賠償責任保険金(対人・対物共通)	5億円(限度額)		
年間保険料		350円	500円	550円

商品パンフレットは  
こちらから



(ふくしの保険  
ホームページ)

\*3月末までに契約手続きが完了し、前年度から継続して契約される場合は初日から補償します。

<重要>

- ◆ 基本プランでは地震・噴火・津波に起因する死傷は補償されません。
- ◆ 特定感染症重点プランでは中途加入の場合でも補償開始日より特定感染症が補償対象となります。
- ◆ 年度途中でご加入される場合も上記の保険料となります。
- ◆ 中途脱退による保険料の返金はありません。
- ◆ 途中でボランティアの入替や、ご加入プランの変更はできません。
- ◆ ご加入は、お1人につきいずれかのプラン1口のみとなります。

**ボランティア行事用保険** (傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

**送迎サービス補償** (傷害保険)

**福祉サービス総合補償**  
(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

● このご案内は概要を説明したものです。詳細は、「ボランティア活動保険パンフレット」にてご確認ください。●

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**

<引受幹事  
保険会社> 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課

TEL: 03(3349)5137

受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL: 03(3581)4667

受付時間: 平日の9:30~17:30(土日・祝日、年末年始を除きます。)

(SJ22-12223より抜粋して作成)

